

岐阜県公報

第 六 百 三 十 六 号
令 和 七 年 十 一 月 七 日
(金曜日)

目 次

告 示

○土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

正 誤

○道路の区域変更中訂正

(法務・情報公開課) 四七八

(環境管理課) 四七七^{ページ}

(砂防課) 四七七

告 示

岐阜県告示第四百六十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十一月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 要措置区域

本県郡北方町北方字間長島二八九〇番一の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壌汚染対策法第七条第一項第一号に規定する指示措置

地下水の水質の測定

岐阜県告示第四百六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年十一月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

